

第67表 迷惑防止条例違反の検挙状況

違反態様	令和5年		令和4年		前年比	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員
総数	2,317	1,978	2,256	1,974	61	4
ダフヤ行為(第2条)	1	3	-	-	1	3
ショバヤ行為(第3条)	-	-	-	-	-	-
景品買行為(第4条)	-	-	-	-	-	-
粗暴行為(第5条)	1,932	1,591	1,804	1,529	128	62
うち)触れる行為	(813)	(746)	(641)	(598)	(172)	(148)
うち)盗撮行為	(968)	(720)	(986)	(789)	(△18)	(△69)
うち)卑わいな言動	(151)	(125)	(177)	(142)	(△26)	(△17)
つきまとい行為等(第5条の2)	29	27	26	18	3	9
押売行為(第6条)	-	-	-	-	-	-
不当な客引行為等(第7条)	355	357	426	427	△71	△70
うち)勧誘(スカウト)	(44)	(44)	(80)	(81)	(△36)	(△37)
ピンクビラ配布行為等(第7条の2)	-	-	-	-	-	-

数値：生活安全特別捜査隊

第68表 ストーカー規制法違反等の措置状況

(単位 件)

区分	令和5年	令和4年	前年比
ストーカー行為等に係る相談	1,444	1,207	237
警告書の交付(第4条)	r 418	504	-
禁止命令等(第5条)	r 260	164	-
援助の実施(第7条)	r 722	742	-
検挙{ストーカー行為罪(第18条)	r 182	166	-
禁止命令等違反(第19・20条)	r 14	16	-

注1 ストーカー規制法とは、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」をいう。

2 援助の実施にあつては、援助申出受理件数をいう。

3 令和5年は、集計方法を変更したため、令和4年の件数とは単純に比較することはできない。

数値：生活安全総務課

第69表 DV防止法違反等の措置状況

(単位 件)

区分	令和5年	令和4年	前年比
配偶者からの暴力に係る相談	9,092	8,389	703
保護命令(第10条)	r 30	29	-
援助の実施(第8条の2)	r 5,684	5,913	-
検挙{保護命令違反(第29条)}	r 1	2	-

注1 DV防止法については、第55表の脚注を参照のこと。

2 令和5年は、集計方法を変更したため、令和4年の件数とは単純に比較することはできない。

数値：生活安全総務課